

令和8年度 武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務委託仕様書

1. 業務の名称

令和8年度 武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務委託

2. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 募集の背景及び趣旨

西九州新幹線が武雄温泉駅から長崎駅まで開業し、新幹線などの鉄道や高速道路などのあらゆる交通網の結節点となったことで、人やモノが交流する拠点「西九州のハブ都市」としての存在感が高まっています。

近年では特色ある教育や子育て環境の整備に力を入れており、特に子育て世代から選ばれるようなまちとなるよう移住定住施策に取り組んでいます。

そのうえで、令和5年度に北部九州の子育て世代をメインターゲットとし、武雄市の課題等に基づいた戦略で広報展開するため、「武雄市移住定住に関する事業計画書（令和5年度～令和9年度）」を作成いたしました。また、令和7年度は、お結び課で移住定住施策を推進していくにあたり婚姻前の世代も意識した広報宣伝を展開しました。

今年度は、令和7年度に見直した事業計画書に基づいた事業を実施していくことで、武雄の「土地」の魅力だけでなく、「人」や「暮らし」の魅力を効果的に発信し、移住定住を更に促進したいと考えます。

4. 業務内容

本業務は、事業計画書に基づき、その内容は以下の通りとする。

(1) コンセプト・戦略	・既存 SNS 発信力強化 ・明確なターゲット層への魅力発信
(2) コンテンツ・サイト整備	・武雄市移住支援サイト ・既存コンテンツを最大限活用すること。
(3) 移住・交流セミナー（リアル交流）	・ターゲットの拡大移住 イベントを福岡長崎で開催 ・武雄市でのイベント開催 婚活・家族向けに宿泊移住体験など ・雇用就業起業に関する情報提供 ・移住者同士のコミュニティの開催
(4) メディア・SEO 向上	・各メディア発信力強化 コンテンツ拡充による SEO 順位向上
(5) 仕事や働く場に関すること	上記（1）～（4）のいずれかに含めて、または新規事業として、最低1案以上提案すること。

(6) 効果測定	上記(1)(2)(3)(4)(5)に係る効果測定を実施すること。
----------	----------------------------------

5. 業務の詳細

(1) コンセプト・戦略

- ・既存 SNS 発信力強化を図る。
- ・婚姻前の世代から子育て世代のターゲット層へ武雄の魅力を発信すること。

(2) コンテンツ・サイト整備

- ・各種メディア、SNS等を使った戦略的な情報発信の実施。
- ・情報発信の手法については問わない。また、複数の媒体の組み合わせも可であり、最適と考えられる媒体等を選定の上、提案すること。
- ・既存コンテンツ動画を活用し更なる情報発信において、アカウントが必要な提案を行う場合、武雄市の既存アカウントを利用し、目的に沿い、効果的・効率的なものになるようにすること。

(3) 移住・交流セミナー（リアル交流）

- ・移住セミナーイベントを福岡、長崎で開催することとし、オンラインまたは対面の手法は問わない。オンラインの場合、使用する配信ツールについては、受託者が提案すること。
- ・武雄市での交流会イベント開催は、婚姻前世代、子育て世代向けとし、宿泊移住体験（農業収穫体験、焼き物体験、温泉体験、婚活体験など）なども含めた、イベントを受託者が提案すること。
- ・参加者募集や出演者（ゲスト及びファシリテーターなど）の手配など、開催当日までの業務計画を示し、内容について本市の確認を受けた上で実施すること。出演者については、本市と協議した上で決定することとし、出演者には謝金及び交通費（発生する場合のみ）を支給すること。
- ・イベント参加者へは、宿泊、交通費を補助出来るよう県補助制度を活用したイベントを企画すること。
- ・移住セミナー・交流会に参加される方に、武雄市を拠点とした就業雇用起業に関する情報も同時に発信提供すること。
- ・移住者同士のコミュニティを開催し、更なる新規移住者を呼び込むイベントを開催すること。

(4) コンテンツの効果

- ・各メディア発信力強化
コンテンツ拡充による SEO 順位向上を図るように提案すること。

(5) 仕事や働く場に関すること

- ・武雄市に住みながら働ける求人情報を発信すること。
- 上記(1)～(4)のいずれかに含めて、または新規事業として、最低1案以上提案すること。

- (例) ・Webサイトにおいて、武雄市から通勤圏内の企業紹介【(1)と合わせた事例】
・武雄で働く人のインタビュー記事の掲載【(2)と合わせた事例】
・武雄での仕事をテーマにした、移住交流セミナー【(3)と合わせた事例】

(6) 効果測定

上記(1)(2)(3)(4)(5)における効果測定を実施すること

6. 業務のスケジュール

前項、5. 業務の詳細の各項目及び全体的なスケジュール、作業項目等を示すこと

7. 成果品

- (1) 武雄市移住定住に係る戦略的広報宣伝業務報告書(A4版) 1部
(2) 上記(1)報告書に関するデジタルデータ

8. 成果物の著作権

- (1) 成果物の著作権は、武雄市に帰属する。本業務のために収集した資料等は全て武雄市に供与し、その利用、再編集は武雄市が自由にできるものとする。
(2) 本業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本業務に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約束するものとする。
(3) 本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、武雄市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

9. 秘密の保持

- (1) 受託者は、この契約に基づく業務の遂行に関し、知り得た秘密・個人情報を履行中はもちろんのこと履行期間終了後においても、これを他に漏えいし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。
(2) 受託者は、業務の遂行にあたっては、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58条)」を遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払わなければならない。

10. 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が武雄市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに武雄市にその状況及び内容を書面により報告し、武雄市の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、武雄市は一切の責任を負わない。

11. 貸与資料等

- (1) 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、武雄市が提供することが可能な資料等は、武雄市が受託者に無償で貸与するものとする。
- (2) 貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は、速やかに武雄市に返還しなければならない。また、貸与資料等の複製物は適切に廃棄するなど武雄市の指示に従った処置を行うこととする。

12. その他の留意事項

- (1) 本業務の開始から終了までの間、経過内容全般を常に把握している専任担当者を置き、円滑な実施のために定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務に当たり使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (3) 本業務のすべてを再委託することは禁止する。ただし業務の一部を再委託することは構わないが、その際は提案時に可能性も含めて説明すること。
- (4) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (5) 本業務のための収集した資料、情報等は許可なく漏洩してはならない。
- (6) この仕様書に定めのない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに本市と受託者とが協議して決めるものとする。

13. 担当部署

武雄市 企画部 お結び課

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

電話：0954-27-7231、メール：omusubi@city.takeo.lg.jp